

トモイ 共育プロジェクト

職場も家庭も、脳ワンオペ。

共育プロジェクトは、職場も家庭も、誰かひとりか負担を抱え込む「ワンオペ」から解放し、みんなで「共に育てる」に取り組める社会を目指す。厚生労働省の広域事業です。公式サイトでは、仕事と家庭を両立しやすい職場環境の整備や、各家庭における最適な家事・育児負担などを考えるためのヒントとしてご利用いただけるコンテンツを掲載しています。

企業版同親学校

- ▶ 従業員が安心して仕事と育児を両立できる環境づくりのための4つの動画・テキスト教材とマニュアルを掲載！
- ▶ 「企業版同親学校」とは、従業員が安心して仕事と育児を両立できる環境づくりのために、企業が主体となり、企業とする協働する学びの場です。開発マニュアルに沿って、経営層や現場担当者、従業員の状況に合わせて「4つの動画・テキスト教材」をご活用いただけます。
- ▶ 教材は全て自由に利用・配布可能ですので、ぜひご利用ください。

企業にとって役立つコンテンツが豊富に掲載

トモイクシート

「トモイクシート」は、大切な人と家事・育児の負担を話し合い、最適な協力体制を作るためのツールです。親睦の「見える化」を通じて心の負担も共有し、お互いが納得できる理想のカチカチを3ステップで探っていきます。

企業版同親学校からダウンロード

トモイクシートは、大切な人と家事・育児の負担を話し合い、最適な協力体制を作るためのツールです。親睦の「見える化」を通じて心の負担も共有し、お互いが納得できる理想のカチカチを3ステップで探っていきます。

共育プロジェクト公式サイト

「共育プロジェクト」に関する活動の様子や最新情報はこちら！

共育プロジェクト

https://tomoyaku.shik.jp

共育プロジェクト公式サイト

「共育プロジェクト」に関する活動の様子や最新情報はこちら！

「同一労働同一賃金 特集ページ」はこちら！

労働者・事業主の皆さまへ

パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが変わります (令和8年10月1日施行)



パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善を進めるため、パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが改正されます。

- 1 雇い入れ時の労働条件明示事項が追加されます！ [パート・有期法施行規則]
- 2 「同一労働同一賃金ガイドライン」が改正されます！ [告示]
- 3 雇い入れ時の労働条件明示事項が追加されます！ [パート・有期法施行規則]

パートタイム・有期雇用労働者を雇い入れた時の労働条件明示事項として、現在の明示事項に加え、新たに「待遇の相違の内容・理由等に関する説明を求めることができる」旨の明示が必要となります(違反した者は10万円以下の過料に処されます)。

改正後のモデル労働条件通知書はこちら

https://www.mhlw.go.jp/content/11650000_000815925.pdf

現在の明示事項

新たな明示事項

待遇の相違等に関する説明を求めることができる旨

2 「同一労働同一賃金ガイドライン」が改正されます！

パートタイム・有期雇用労働法では、同一企業内の正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間で、待遇(基本給や各種手当、福利厚生など)について不合理な差を設けることを禁止しています(いわゆる「同一労働同一賃金」)。

「同一労働同一賃金ガイドライン」は、どのような待遇差が不合理なのかについて、考え方や具体例などを示したものです。

「新法」に追加された内容

- ・ 賞与(上記の完全)
- ・ 退職手当(半額追加)
- ・ 労働者手当(半額追加)
- ・ 福利厚生施設(上記の完全)
- ・ 賞与(半額追加)
- ・ 賞与(半額追加)
- ・ 賞与(半額追加)

3 雇い入れ時の労働条件明示事項が追加されます！

パートタイム・有期雇用労働法では、正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間で待遇差がある場合、事業主は、パートタイム・有期雇用労働者から求められれば、(1)待遇差の内容及理由、(2)法第6条から第13条までの措置を講じるに当たって考慮した事項を説明しなければなりません。説明に当たっては、次の点に留意しましょう。

- 「賃料を活用し、口頭により説明する方法」または「説明すべき事項を全て記載した分かりやすい内容の資料を交付する方法」のいずれかにより説明しましょう。
- 「賃料を活用し、口頭により説明する方法」による場合には、説明に活用した資料等を交付することが望ましいです。
- 資料を交付することが困難な場合であっても、事後に求めがあったとき当該資料を開覧できる等の工夫を要するよう努めましょう。

その他の改正内容や上記の内容の詳細については「同一労働同一賃金特集ページ」へ

就業規則の整備等の労務管理に関するお問い合わせは、総務省労働局労働関係課(内務部)へ

受付時間 月・火・水・木・金 9:00~17:15(土日・祝日・年末年始を除く)